

平成25年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 平成25年9月25日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成25年9月25日 午前8時58分 委員長宣告

4. 審査事項

審査事件名

議案第50号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

請願第2号 年金2.5%の削減中止を求める意見書の採択を求める請願

陳情第5号 「社会の支え手」を実践するシルバー人材センターへの支援の要望

説明事項

1) 次期定例会上程予定案件

・可児市児童発達支援センター設置条例の一部改正について

2) 小・中学校への空調設備設置について

3) 公立幼稚園における教員免許の有効期限切れに関する市の対応について

事前通告質問

1) 学校給食における異物混入について

2) 久々利診療所について

3) キッズクラブ事業について

その他

5. 出席委員 (7名)

委員長	天羽良明	副委員長	山口正博
委員	林則夫	委員	可児慶志
委員	山根一男	委員	川上文浩
委員	出口忠雄		

6. 欠席委員 なし

7. その他出席した者

議 員 伊藤健二

8. 参考人

奥村義之

9. 職務のため出席した者の職氏名

健康福祉部長	佐藤 誠	教育委員会事務局長	箆橋 義朗
健康福祉部参事	小池 百合子	健康福祉部次長	安藤 千秋
こども課長	酒向 博英	高齢福祉課長	高井 広吉
健康増進課長	井藤 裕司	国保年金課長	大澤 勇雄
こども発達支援センター くれよん所長	井上 さよ子	教育総務課長	山本 和美
学校教育課長	林 眞司	教育文化財課長	長瀬 治義
学校給食センター所長	渡辺 哲雄	企画経済部長	加納 正佳
財政課長	渡辺 達也		

10. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高木 伸二	議会事務局 議会総務課長	松倉 良典
議会事務局 議事記	小池 祐功	議会事務局 議事記	上田 都

委員長（天羽良明君） 皆さん、おはようございます。

定刻より少し早いですが、皆さんそろわれましたので、ただいまから教育福祉委員会を開催いたします。

本日は、私が初めての委員長でございますので、皆さんに御迷惑をかけるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

委員会の皆さんには、先日、委員会のスキームということで、議長マニフェストを受け、私なりに1年間の運営の仕方を考えて、高齢者の安気づくり、そして子育て世代の安心づくりについても、この委員会でも活発に取り組めればというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入るに先立ちまして、今回新たな委員構成となりましたので、執行部のほうから自己紹介をお願いいたします。健康福祉部のほうから順をお願いいたします。

健康福祉部長（佐藤 誠君） 皆さん、おはようございます。

それでは、健康福祉部のほうから、自己紹介のほうをさせていただきたいと思います。

まず最初に、私、健康福祉部長の佐藤です。よろしくお願いいたします。

以下、順次、紹介をいたしますので、よろしくお願いいたします。

健康福祉部参事（小池百合子君） 参事の小池です。よろしくお願いいたします。

健康福祉部次長（安藤千秋君） 健康福祉部次長兼福祉課長兼福祉センター所長の安藤と申します。よろしくお願いいたします。

こども課長（酒向博英君） こども課長の酒向です。よろしくお願いいたします。

高齢福祉課長（高井広吉君） 高齢福祉課長の高井です。よろしくお願いいたします。

健康増進課長（井藤裕司君） 健康増進課長の井藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

国保年金課長（大澤勇雄君） 国保年金課長の大澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

こども発達支援センターくれよん所長（井上さよ子君） こども発達支援センターくれよん所長の井上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（天羽良明君） 続いて、教育委員会事務局のほうをお願いします。

教育委員会事務局長（籠橋義朗君） 教育委員会事務局の紹介をいたします。

教育委員会事務局長の籠橋です。よろしくお願いいたします。

教育総務課長（山本和美君） 教育総務課長の山本です。よろしくお願いいたします。

学校教育課長（林 眞司君） 学校教育課長の林といいます。よろしくお願いいたします。

教育文化財課長（長瀬治義君） 教育文化財課長の長瀬と申します。兼ねて可児郷土歴史館及び兼山歴史民俗資料館のほうも担当いたします。よろしくお願いいたします。

学校給食センター所長（渡辺哲雄君） 学校給食センター所長の渡辺と申します。よろしくお願いいたします。

委員長（天羽良明君） それでは、議事に入ります。

まず議案第50号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

国保年金課長（大澤勇雄君） 議案書、資料ナンバー1の26ページをお願いいたします。

議案第50号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定でございます。

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、これは今回、地方税法の改正に伴い付則の部分を改正いたします。改正前、第44条の2第3項の部分を第44条の2第4項及び第5項に変更いたします。それと、36条と規定されておりますものを35条の1ということに読みかえをいたします。お手元の、きょうの教育福祉委員会の資料の1のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

今回の地方税法の一部を改正する法律で、法附則第44条の2東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例が「東日本大震災によりその有していた居住用財産が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者の相続人（当該家屋に居住していた者に限る。）が当該家屋の居住の用に供していた土地等を譲渡した場合には、当該相続人は、当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたものとみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用を受けることができる」と改正されました。

今回のこの改正は、長期譲渡の特例を国民健康保険税においても適用できるように、可児市国民健康保険税条例付則の第18条を改めるものでございます。

なお、この税条例においても、市民税について同様な改正を行っております。以上でございます。

委員長（天羽良明君） これより議案第50号に対する質疑を行います。

委員（山根一男君） この適用を受ける可能性のある市民は何人いらっしゃるかどうか、わかりますか。

国保年金課長（大澤勇雄君） 現在のところ、避難をされてみえる東日本関連の方は4世帯ございまして19人ということですが、その中でどなたが受けられるか、そこまではちょっと把握しておりません。

委員長（天羽良明君） ほかにございせんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了いたします。

これより議案第50号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、次の議題に関する参考人入室のため、暫時休憩をいたします。

なお、これ以降、協議事項に関する部課長以外の方は御退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

休憩 午前9時06分

再開 午前9時10分

委員長（天羽良明君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、請願第2号 年金2.5%の削減中止を求める意見書の採択を求める請願を議題といたします。

本日は、前回の委員会にて承認を得ましたので、この件に関する参考人として、請願者である奥村義之さんと紹介議員である伊藤健二議員に御出席いただいております。

参考人の奥村様におかれましては、大変お忙しい中、本委員会に御出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日は、請願に関し、忌憚のない御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、念のために申し上げますが、発言される時は挙手をしていただき、委員長の指名後に発言していただきますようお願いいたします。また、参考人の方は委員に対して質疑をすることはできませんので、御了承願います。

それでは、初めに事務局から請願文書の朗読をお願いいたします。

議会事務局書記（上田 都君） では、朗読いたします。

年金2.5%の削減中止を求める意見書の採択を求める請願。

平成25年8月26日。可児市議会議長 川上文浩様。

請願者、住所、岐阜県可児市広眺ヶ丘5丁目82番地、氏名、奥村義之ほか251名。

紹介議員、伊藤健二、富田牧子。

請願の趣旨。

昨年11月16日の衆議院解散に先立ち、ほとんど審議されることのないまま、ことし10月から3年間で年金額を2.5%も削減する法律が成立しました。物価スライド「特例水準の解消」を理由としていますが、これは2000年から2002年にかけて消費者物価指数が下がったときに、高齢者の生活と経済への悪影響を避けるために年金を据え置いた措置で、将来、物価が2000年時に戻ったときに解消されるはずでした。

現在は、2000年時の物価に戻っていないのはもちろん、灯油などの生活必需品の値上げ、復興税や各種控除の縮小による増税、社会保険料の増額などで高齢者の生活がさらに厳しさ

を増している時期で、10年以上もさかのぼって年金を引き下げる理由は全くありません。しかも、来年4月からの消費税の引き上げが重なるならば、その深刻さははかり知れません。

特例水準の解消は、毎年0.9%以上も年金を削減するデフレ下のマクロ経済スライドに連動し、限りない年金削減の流れがつくられようとしています。

年金削減は、高齢者だけの問題ではありません。可児市だけでも9億5,000万円の収入減となる高齢者の年金収入減は、地域の経済にも大きな影響を与え、自治体の税収減にも直結することは言うまでもありません。深刻な不況が続く日本経済への打撃も看過できません。

本来、物価スライドは、物価高騰に対して年金の目減りを回避するためのものであり、年金削減の手段とするのは本末転倒です。

このような年金削減の流れを変えたいとする私たちの運動に御理解いただき、不況をより深刻にする年金2.5%削減の実施を中止するよう、地方自治法第99条の規定による意見書を提出されるようお願いします。

請願項目1 . 2013年10月からの2.5%の年金削減を中止するよう、政府に意見書を提出すること。以上です。

委員長（天羽良明君） それでは、これより参考人の方に本請願の趣旨等について説明をいただきます。

奥村さん、よろしくお願いたします。

参考人（奥村義之君） どうも本日はお招きいただきまして、ありがとうございました。

ちょっと喉を痛めておるので、非常にお聞き苦しいところがあるかもしれませんが、ひとつ我慢していただきたいと思います。

きょう用意しました資料は、こちらのほうを本文、何々の趣旨についてというのを本文として、そのほかに添付資料としてたくさんの資料を用意しました。ただ、これ全部読み上げておると30分以上かかりますので、できるだけ簡略化してお話をさせていただいて、短時間におさまるようにしたいというふうに思っています。

それで、まず年金生活者の実態ということですが、先般、8月18日に御嵩町議会でも同じ内容の請願の審査がありまして、僕も傍聴させていただいたわけですが、その中である女性議員が、うちのおじいちゃんは、うちの旦那よりも年金収入が多いと。だから、非常に豊かな暮らしをしておるから、この請願は採択すべきではないと、こういう御意見もございました。

確かに年金生活者の中には、300万円超えるような高額というんですか、年金をいただいている方もいると思いますけれども、実際、それはほんの一握りの人たちであって、例えばここに書いてありますように、厚生年金の受給者の多くというのは年額200万円にも満たない。特に女性の場合は、年額150万円にも満たないという人が半分を占めておると。さらに、国民年金の人は、最高額でも6万6,000円、受給者平均では4万9,000円だというふうに言われておるわけですが、こんな月五、六万円の年金で果たして本当に暮らしていけるかどうか。しかも、今回の2.5%削減は、こういう人たちも含めて全部一網打尽に2.5%を削減するとい

う大変な無慈悲な内容になっているわけですね。

それでも、この年金生活者支援給付金が支給されるから救済になるではないかという御意見もありますが、これが実施されるのは平成27年の10月1日からです。そのころには、予定どおりいけば、民自公3党の合意によるこの消費税、現在の5%から10%へ5%もの大幅な値上げがあります。それから、アベノミクスでいえば、2%は消費者物価を上げるという言い方をしておりますし、それに2.5%の今回の削減が重なったら、とても年金生活者支援給付金で追いつかない、まさに焼け石に水というような状況になることは明らかなわけですね。

それで、2.5%削減が、マスコミその他で言われておるようなそういう事実があるのかと。本当にもらい過ぎてしまって、何かもらい過ぎ、払い過ぎという言い方で、年金生活者が不正に受給しておるような、法律に違反してたくさんもらい過ぎているような印象を与えるような記事がいっぱい出ておりますが、事実経過はそうではないということだけ申し上げておきます。

年金スライド制、先ほど読み上げていただいた内容のとおり、もともと設けられた趣旨というのは、物価が上がっても年金が変わらなければ年金生活者の生活が大変困るだろうということで、物価が上がった時期には、年金もそれに応じて上げようという趣旨です。下がったときも下げようという趣旨は本来なかった。

その当時の坂口さんという公明党出身の厚生労働大臣も、それに似た趣旨のことを記者会見でもしゃべっておりますけれども、ところが平成11年、平成12年、平成13年度に物価が3年連続して、合計で1.7%下がったわけですが、このときはやっぱり気の毒だと、高齢者が。生活が大変だと。いきなり全部来月から下げるのは気の毒だということで、これは据え置こうということにしたわけです。本来、この時点で据え置けばよかったんです。据え置きを本来水準にすればよかったんですが、これはあくまでも特例水準という名目にしちゃったんですね。その前、平成7年にも0.7%物価が下がったんです。そのときも年金者の支給額は据え置いて、その0.7%の削減については不問に付して、結局それが本来水準、当然あるべき水準というふうにして、その後、一切問題にされることはなかったんです。

今回はどういうわけか、政治主導でやられたんで官僚が怒ったのかもしれませんが、1.7%下がった時点で、これは本来水準を上回っておる支給だと。1.7%低いのが本来水準だというふうにしちゃって、その後、それですうっと続いちゃったわけですね。

そんなようなことがあって、平成16年には年金大改正、いわゆる100年安心年金というのが行われました。このときに、物価スライド制というのは原則として廃止されちゃったんですね。それで、年金はどうやって改定するかというと、改正率という方式に移行したわけです。それはこの1ページの一番最後に載っておりますけれども、その際に物価スライド据え置き分の1.7%引き下げについては、平成16年の年金大改正の際、物価スライド特例が設けられた。その内容は、平成17年の物価指数を基準にして、平成17年の物価指数を上回ったときは年金は上げない、平成17年物価水準よりも下がったときは年金を下げますよと。こうやっていけばいずれ年金が上がっても上げないわけですから、実際の支給額は絶対に上がらな

い、下がることはあっても上がることはない。こうやって1.7%を取り戻すという特例措置がつくられたわけですね。

このとおりに実施されればよかったんですが、今回はこのとおりに実施せずに、突如として3年で全部なくしてしまうと。強引に経過措置を打ち切るというやり方をしちゃったわけですね。これが非常に大きな問題になるわけです。

ばあっと飛ばしまして、2ページ目の真ん中よりちょっと下に「問題となっている」というふうに書かれている文以降ですが、平成16年以降、厳格に法律に従って年金が支給されており、それを過払いとかもらい過ぎとかというのは明らかに不的確だというふうに言っておりますが、その前に、資料の12ページに資料3というのがありますが、これは最初の国務大臣、丹羽雄哉さんが説明しておることで、赤いアンダーラインの引いてあるところ、これは1.7%を下げたのが景気対策という側面もあるけれども、全てがそういうことではなくて、お年寄りの生活ということを十分に考えた上でこういう措置をとったんだと。政治的配慮としても正しい選択だと述べていますし、その右側に坂口国務大臣、このときは平成14年も物価が0.9%下がったんですが、坂口さんは0.9%下がったときは、これは放っておけんということで、この0.9%については下げるという答弁をしています。

その内容は12ページ、その裏の13ページにずうっとつながっているわけですが、ことしの分につきまして、ことしの分といいますか、平成14年の物価に対します値だけは低下させてもらう。つまり1.7%は手をつけない。この平成14年の物価の0.9%だけ低下させてもらう、これが妥当ではないかという答弁をしています。

それで、1.7%はどうするかということで、それに対する質疑は同じ日に行われております。武山委員が、そうしますと、物価スライドの過去の凍結分はどういうふうにして今後調整するんですかということに対して、木村厚生副大臣が答弁しています。赤いアンダーラインのところだけ読ませていただきますが、今後また物価が上がってまいりましたときには、その上げ方を調整するということ取り返そうというようなことがこの法案の中に盛り込まれている。つまり物価が上がっても年金は上げないよと、この1.7%に到達するまでは年金は上げない、そういう経過措置で取り返すというふうに明快に答弁しているわけですね。だから、そうやってやれば問題なかったわけですが、今回はそういうやり方はしなかったわけですね。

年金というのは物すごく長い期間、皆さんお払いになるわけです。最長で20歳からもらうまで65歳、実に45年間年金を掛け続けるわけです。こんな長い期間、年金を永遠として皆さんが掛けるには絶対信頼性ということが大事。途中でいいかげんに朝令暮改のような形で、きのう決めた法案は都合が悪いから撤回しますよとか、削減を2割も3割も一遍に下げますよとか、こんなふうになったら誰ももう年金を当てにしないし、年金制度を信頼して45年も真面目に払うような人はいなくなっちゃうわけですね。

そういう意味で、年金制度というのは信頼性が非常に大事だということですが、そういう趣旨があって過去にも随分年金制度は改正されてきました。改正というか改悪されてきたと

いう部分があります。

例えば1986年、これはさっきの2ページ目の3の問題となっているというところに書いてありますが、1986年にいわゆる2階建て年金になった。これは基礎年金と報酬比例部分という2階建てになったわけですが、そのときに厚生年金の報酬比例部分が実に25%も削減された。だけど、25%削減されて、基礎年金が加えられたんですから余り下げられなかった人もいるかもしれませんが、大きく下げられた人もいる。いきなり翌年から、あるいは来月からやるということになったら、これは非常に大きい、皆さんの生活設計が狂っちゃうということで、毎年少しずつやって、実に20年かけてこれを全て実施してまいった。

それから、1994年には定額部分の、いわゆる基礎年金部分の支給開始年齢が60歳から65歳に引き上げられた。5歳引き上げられたんだ。それから、2000年にはさらに報酬比例部分、いわゆる厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢が60歳から65歳に引き上げられた。これも決定から実施するまで7年、実施してから全てを完了するまでに12年、合計で19年かけている。このぐらい長い期間やらないと、皆さんの生活設計が狂ってしまうわけですね。そういう配慮をして、何とか年金に対する信頼性を確保しようとして過去やってきたわけです。

ところが、今回は経過措置の途中であるにもかかわらず、いきなり2.5%を下げるという、こんな乱暴なことをやりました。こんなことだったら、いつ年金が一気に変わるかわからない。これは年金制度の本当の信頼性を根本から崩すということになる。

それからるる流布されている、マスコミその他でも上げられています、いわゆる1.7%下げなかったために5.1兆円も余分に年寄りに払ったとか、平成24年分まで入れると7兆円も余分に払ったとか、まるで年寄りが悪いことをして金を懐に入れたようなひどい言われ方をしているわけですが、こんな言われ方というのは全く意味がない。

例えばこんな言い方をするんだったら、報酬比例部分が25%下げられたときになぜ27%下げなかったか、なぜ30%下げなかったのか。30%に下げれば、4兆円、5兆円も経費を節約できたんじゃないかという言い方と全く一緒ですね。ですから、こんな言い方は全く意味がないというふうに私たちは考えています。

それから、可児市民にとっても、3万人ぐらいの人たちに影響が出る。その資料が一番最後に出ておりますが、資料のほうの15ページですけれども、これは厚生労働省が毎年発表している各市町村の住民の人たちの支給情報の一覧表です。可児市を太い枠線で囲んでありますけれども、厚生年金でいうと平成24年1月現在、2万3,504人の人たちに195億円が支払われている。右のほうに国民年金がありますが、国民年金は1万9,531人に130億円が支給された。全部トータルしますと380億円、年金が支給されております。

単純に厚生年金の人員と、それから老齢年金の人員、人数だけはダブっている部分があります。基礎年金部分も国民年金の中に入っておりますから、いきなり合計すると4万人を超えちゃうわけで、人口の4割ということになっちゃうわけですが、若干この辺は重複している部分がありますから、この中で国民年金だけを受給している人を取り上げると、大体3万人から3万数千人であろうというふうに推定されるわけですね。

この380億円の2.5%が9億5,000万円今回削減されたときに、平成25年はもっとたくさんあるだろうと思うんですが、平成25年の資料は残念ながら、資料をダウンロードしようとしたんですが、北海道から山形までしか表示されませんでしたので、平成24年の資料でさせていただきます。

いつも、こういうことが起きるたびに世代間の不公平論が出ております。この世代間の不公平論、いわゆる世代間に払った保険料に対してもうら保険料がどうなるかということで、これは最高で6.5%もらう世代の人もおれば、2.5%しかもらえない世代の人もいるということで、不公平論があって不公平だということですが、年金というのは本来金融商品とは全然違うわけですから、払った分を全部戻すとか、あるいは利子や配当をつけるとか、そういう金もうけの手段として年金制度があるわけではない。年金制度というのは、年をとって働けなくなって収入がなくなる、あるいは身体障がいになって収入がなくなる、あるいは一家の大黒柱が亡くなって収入が途絶える、こういう人たちを社会全体で面倒を見ていこうというところが年金制度があるわけですから、払った金を全部返すとか、こんな金融商品のような考え方では根本的に間違っている。

それから、いわゆる扶養する者も昔は家族制度というのがあって、親の面倒は子供が見るのは当たり前だったわけですが、昔のように4人も5人も子供がおれば2人の親の面倒を見ることはできたんでしょうけれども、一人っ子や二人っ子ではとてもできない。しかも、派遣労働だとかそういうことでどんどん若い人たちの賃金は減ってきておりますし、失業者も多い。だからこれを社会全体で見ようと。家族でももはや見ることができないという、これは介護保険の場合と同じですね、社会全体で面倒を見ようというふうに、これも年金制度の重大な意義です。だから、社会全体で面倒を見ていただけるわけですから子供にとってもその辺は非常にメリットがあるわけで、これを殊さら取り上げて世代間不公平だという議論というのは私は成り立たないというふうに思うんです。

それともう1つ、世代間不公平論の中に理屈のある部分もあります。それはこういう社会保障制度を充実するとして消費税を導入して値上げしましたけれども、そのほとんどが法人税の減税や高額所得者に対する減税に回されちゃって、その金がそっちへ食われていってしまったと。年金とか社会保障制度が悪くなってきたと、そういう根本問題もあります。そういう点では、世代間不公平論も考えれば一部正しい面もあるかと思えます。

そこで最後ですが、10月実施の直前になってこんな反対運動をして、反対の意見書を出して意味があるかという意見は当然出てくると思いますが、これはことしの10月は1%、来年の4月にも1%、再来年27年の4月にも0.5%ということで、全てまだ終わるわけではないんです。今回で終わるわけではないわけですから十分に意味があると。

それから2.5%削減については先ほど言いましたように、必ずしもそんなマスメディアが報じているような内容ではないということがありますが、もう1つ大事なことがあるんですね。

これは少子・高齢化率がどうなるか、物価がどうなるかによって変わってきますが、毎年

0.9%から1.3%ずつ年金支給額を減らしていくといういわゆるマクロ経済スライド、平成16年に決まりましたけれども、これはずうっとことしに至るまで適用されていなかったんです。適用されていないというのは、この物価スライド特例水準が本来水準を上回る場合は適用されないという法律があったからですね。2.5%を削減しちゃえば、物価スライド特例水準がなくなって本来水準になっちゃう。そうすると、このマクロ経済スライドが直ちに実行できるという条件が整うわけですね。

マクロ経済スライドを発動させて、まさに際限のない年金削減の流れをつくろうと。そればかりではないんですね、本来マクロ経済スライドというのは、物価が下がったときは発動させないという法律も建前になっておったんです。ところが、今度はこの特例水準を開始して、いよいよマクロ経済スライドが働くようになったらデフレ化、つまり物価が下がった状況の中のさらに0.9%ずつ、あるいはそれ以上、年金支給額を減らすという、大変なことが実はもう既にことしの8月に閣議決定もされておるぐらい。法律にはまだなっておりませんが、こんなことになったら大変なことになるわけです。そういうことで、ぜひひとつ2.5%削減に反対していただきたいわけです。

全国の年金者組合が地方六団体を訪問しまして、そのときにその六団体の代表がこういうことを言っていますね。年金は自治体に権限がない。しかし、反対の意見書が多数上がれば、その立場で国との定期協議の場で主張できると、こういう言明もされています。確かにそうですね。各議会でどんどんと意見書が上がれば、地方団体も黙ってはおれないという立場にある。国が決めたことは何でも従えと、そんなことでは民主主義の国とは言えないわけです。請願書にも書いておきましたように、地方自治法には普通地方公共団体の議会が当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき、意見書を国会、または関係行政庁に提出することができるということになっています。

そして、この可児市の住民の3割、あるいはそれを超える人たちが、国によって合理的な理由もなく、収入を9億5,000万円も一方的に減らされるという事件は、ここの地方公共団体、可児市にとって公益中の公益であると。その趣旨からも、ぜひひとつ意見書をお出しいただきますよう、よろしく申し上げます。以上でございます。

委員長（天羽良明君） 奥村さん、ありがとうございました。

紹介させていただきますが、奥村さんのほうで252人の署名もいただいております。

それでは、紹介議員の伊藤健二議員、補足説明等がございましたら、どうぞ。

委員外議員（伊藤健二君） 一言お願いをさせていただきます。

今、御紹介ありましたように、252名の市民の方から具体的なこういった請願が提出されております。市民の声にしっかりと耳を傾け、御審議をお願いしたいと思います。以上です。

委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

それでは、これより参考人の方に対する質疑を行います。

いかがでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ちょっと委員長より質問を1つさせていただいてもよろしいでしょうか。

この御署名のほうには、名前と住所と書いてございます。このお名前からではちょっとわからない部分が、この中で若い方の御署名なんかも集まっているのでしょうか。

参考人（奥村義之君） 記憶している限りは、ほとんどそういう若い人たちの署名については考えておりませんでしたので、2.5%削減の影響を受ける人を中心として署名を集めてきたという経過がございますので、恐らく高齢者の人がほとんどであろうというふうに思います。

委員長（天羽良明君） 署名の期間的には、どれぐらいの期間をとってみえたのでしょうか。

参考人（奥村義之君） 1カ月半ぐらいだと思います。

委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

ほかに委員のほうから質疑がございましたらば。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようでございますので、参考人の方に対する質疑をこれで終了いたします。

ただいま御意見をいただいたことを参考に、本委員会で十分議論をさせていただきたいと思っております。参考人の方はこれで御退席いただいて結構です。本日はまことにありがとうございます。

ここで暫時休憩をとります。

休憩 午前9時37分

再開 午前9時39分

委員長（天羽良明君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本請願に関し、委員の皆様のお意見を願います。

委員（出口忠雄君） ただいま請願についていろいろお聞きいたしましたけど、受給される側にとってのところは理解できるんですけど、現在の年金制度そのものが、言い方はちょっと悪いかもしれんですけど、分数の世界で構成されていると。いわゆる分母に当たる負担される世代の方、この方たちの思いだとか、そういう部分が触れられていないんですけど、私も正直言って、個人的な話ですけど、年金をいただいたおりますけど、ささやかなもんです。私も負担世代のころはしっかりと納付させていただきましたけど、ただ、今の人口構成が変わってきておると。また、社会的な背景だとかいろいろございますけど、やはり負担する世代のことも考えれば、年金の削減というのはある程度やむを得ないかなと、そんなような思いをしているんですけど、以上です。

委員長（天羽良明君） ほかの委員の皆さん、御意見はいかがでしょう。

副委員長（山口正博君） この年金の問題につきまして、年金法により年金の額は国民の生活水準、その他諸事情の著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならないと定められており、5年ごとに改定されてきました。

1978年、昭和53年から物価スライド制が導入され、前年比で5%を超える物価変動があったときに年金額を改定されるものとされましたが、実際には5%を超えないときも法改正を行い改定してきました。1989年、平成元年の改正で完全物価スライド制が導入され、1996年、平成8年には物価が下がり、特例として物価スライドが据え置きとされました。このときは翌年は物価が上がり、1997年度に調整が行われました。2000年以降も物価が下がり、このときは2002年まで3年間、特例で据え置き措置が行われ、結果としてスライド措置を適用した場合と比べ1.7%差が生じました。このため、据え置いた特例年金とスライドを適用した本来の年金額の2つが存在することとなりました。物価スライド特例措置の額は、年金額が上昇するときでも年金額を据え置き、スライド適用が物価上昇により特例額を上回れば解消されることとなりますが、この間物価が少し上がり、差が縮小された年もありましたが、賃金下落も相まって、2011年度時点では2.5%まで差が広がっています。それに伴い、2011年に物価特例措置の解消について議論が行われ、当初は2012年度後半から減額を始め、2015年には特例措置を解消する予定でしたが、法案の審議が行われず、2012年11月に2013年度後半から解消を始める法律が成立しました。これにより、2013年10月に1%、2014年4月に1%、2015年4月に0.5%減額することとなったものです。

所得が減少することにより、たとえ保険料率を上げたとしても、保険収入は減少し、年金支給額と保険料収入のバランスは改善されることなく、国庫負担に頼らざるを得なくなり、その国庫負担金も平成21年度、22年度、23年度は臨時財政により2分の1を実現しましたが、東日本大震災の発生に伴い、これらの財源が震災復興費用に転用されました。平成24年度は、当初予算及び国民年金法改正案で年金交付国債の発行により、2分の1を確保するものとし、年金機構強化法案で交付国債の償還を規定していましたが、衆議院修正により、償還規定が削除されました。

国民年金法等改正法は、平成24年度だけでなく25年度も国庫負担金を2分の1とし、必要な財源について、交付国債から消費税増税により得られる収入を償還財源とする年金特例公債、つなぎ国債に修正して成立しています。このことから、現在の状況としては、さらに増税につながりかねない状態で、先ほどから申し上げております特例措置の年金額と年金の本来額の差額解消は避けて通れない問題と私は考えております。以上です。

委員長（天羽良明君） ほかに御意見はございませんか。

委員（山根一男君） 先ほどの出口委員の意見とほぼ近いんですけども、奥村さんに変細かく解説していただきましたし、特に国民年金に頼って生活している方なんかにつきまして、非常に困窮といいますか、苦しい生活を強いられているなということは十分に伝わりましたし、これは何とかしていかなくちゃいけないと思うんですけども、これは今年金を受給している方だけではなくて、我々も含めて、今後の全ての国民が同じような危機意識を持っているということから考えた場合に、やはり全体の民意がどこにあるかというところを考えたときに、年金受給者だけではなくて、これからもらえるかどうか分からないという世代のことも考えて、我々は反対しなければいけないのではないかなと思っております。

ですので、例えば財源をつくるとすれば、結果的には借金をして将来世代にツケを回していくということになるんじゃないかなと思いますし、非常に気持ちはわかるんですけども、大きな見地から見た場合、この2.5%削減は今回は仕方がないのではないかなという気持ちであります。それを踏まえて、年金生活者支援給付金ですとかいろんな形で生活に困窮する人たちを救う仕組みをさらに勉強して、そういったことを提言したり、市でできることをやっていくということが重要ではないのかなという意見でございます。

委員（可児慶志君） 大体同じような意見になりますけれども、私たち団塊の世代の者は、過去を振り返ってみるときに、47年前に私たちが社会人になったときに、もう既に私自身は年金とか保険制度は破綻するという見込みを立てて、自分での自己防衛に既にそのときから正直言って努めてきたところです。

この人口構成のゆがみというのは、当然団塊の世代の終えんから考えれば、もう50年以上前にわかっていた話、それを問題を先送りして、制度改革をしないで今まで引っ張ってきたところに、全てのいろんな原因があるということは明らかであります。根本的にはそこに問題があるわけで、確かにたった今、この年金制度の改正については、当事者としてみれば本当に苦しいことだと思います。特に我々よりも先輩の人たちというのは、私たちよりもはるかに戦後の非常に苦しい体験をされてみえた方々に、この制度改革を強要するというか、お願いをするということについては、私たちはそれにかかわる者としては、本当に苦しい思いをして決断をしなければなりませんけれども、そのことで、ほとんど過去、問題が先送りになってきたということも事実であるということも厳しく我々は反省をしなければいけないのではないかなというふうに思っております。当然、そこに生じる大きなひずみとか痛みについては、補完的な施策を十分講じることを私たちはあわせて考えていながら、今回の制度改革については進めていってもらうしかやむを得ないかなというふうに私は考えております。

委員長（天羽良明君） ほかに御意見はございませんか。

〔挙手する者なし〕

たくさんの意見が出ましたので、これで意見の聴取は終了したいと思います。

それでは、これより討論を行いたいと思います。

副委員長（山口正博君） 我が国の公的年金制度は、賦課方式、世代間扶養の仕組みとなっており、現役世代が納めた保険料がそのときの受給者の給付に充てられています。

今まで、経済成長による国民所得の増大は、基本的には稼働する現役世代の賃金や事業収入に反映するものでありますが、引退した世代に対しても、経済成長による生活水準の向上の成果を配分し、また物価上昇により実質的な購買力が低下しないようにすることが求められてきました。こうした観点から、現行の年金制度では年金額の改定、スライドが行われています。

平成16年度改正前の年金制度においては、おおむね5年に1度の年金制度改革の際に、その間の経済成長や国民全体の生活水準の向上を反映した年金額の引き下げを行うとともに、それ以外の年度においても、前年の物価上昇に応じた年金額の引き上げを行ってきました。

平成16年改正では、従来型の5年に1度の年金制度改革ではなく、将来にわたる保険料引き上げスケジュールをその時点で法定し、これにより将来の保険料収入見通しは固定されることになりました。これに伴い、年金財政の長期的な安定は給付水準を調整することで実現することになり、具体的には年金額のスライドについて、1人当たり賃金の伸びや物価の変動を基礎としながら、現役人口の減少による現役全体で見た保険料負担力の低下や、平均余命の伸びによる受給者全体で見た給付費の増大の分だけスライド率を抑制する方法をとることとなりました。

このように、少子・高齢化などによって大きく変わった財源問題などができたことにより、年金支給額を抑え、このことを解消するために年金の保険料を段階的に引き上げ、同時に支給額を相対的に下げるマクロ経済スライドという仕組みが導入されました。平成11年から13年に物価が上昇した際、本来であれば平成12年度から14年度の年金額は3年間の累計で1.7%値下げとなるどころ、当時の厳しい社会経済情勢のもとにおける年金受給者の生活の状況などを鑑み、特例的に年金額を据え置く措置を講じてきました。この特例措置により、賃金、物価の上昇に伴って特例水準を解消する措置を講じたものの、その後賃金、物価の下落傾向が続いていることにより本来水準と特例水準との差は縮まらず、平成23年度現在、両者の差は2.5%に拡大し、実際に支払われる年金額は本来より高い水準となったため、本来平成15年度に差額の解消をするはずのものが今日まで据え置かれてきました。この間、何と9年間、1.7%から2.5%の率で年金の本来額より高い水準で給付されてきました。給付水準の抑制が求められる中、これ以上社会の実力以上の年金給付を続けるわけにはいかないと考えるため、本請願には反対をいたします。

委員（林 則夫君） 先般、奥村さん、拙宅まで御足労をいただきまして、文書をいただいたときに、請願書に紹介議員の名前が入っていなかったものですから、これはどういう意味かなと思って、私議会事務局のほうへ、しばらく様子を見るようにということでその書類を預けておいたわけです。そうしたら、後ほど共産党の2議員のほうで紹介議員になられたということで、議長が受理したということでしたので、その旨奥村さんには文書でもってお出しをしたことがあるわけですが、そうした今までなかったような形でこういう請願書が出たものですから、私はちょっとその点、今まで経験したことがないような形でしたので、そのようにしたわけですが、受理されて請願書として出されてよかったなと思っておるわけですが。

先ほど参考人の奥村さん、非常によく勉強もされておられまして、御趣旨は全く同感なんです。さりとて、現在こういうような状況になってきた場合に、こうした委員会でもっている審査をしてみても、既に決定をした事項でありますので、ここでもってどうにかなるようなことならばまた別の問題でありますけれども、我々国民、法治国家における県民、市民、町民でありますので、法律によって行われるというのは自然の成り行きかなと思うわけですが。

それで、この請願に対しましては、趣旨はよく理解できますけれども、私はこの請願に関

しては賛同はできないというような立場でございますので、一言発言をいたしました。

委員長（天羽良明君） 他にございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了いたします。

これより請願第2号 年金2.5%の削減中止を求める意見書の採択を求める請願について採決いたします。

挙手により採決いたします。請願第2号を採択とする方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手なしであります。よって、請願第2号は不採択とすべきものと決定しました。

続いて、陳情第5号 「社会の支え手」を实践するシルバー人材センターへの支援の要望を議題といたします。

この陳情の取り扱いについて、御意見をお願いいたします。

副委員長（山口正博君） シルバー人材センターは、定年退職後などの高齢者の多様なニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的、または簡易な就業機会を確保、提供し、あわせて高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進による地域社会の活性化を図ることを目的としており、今後さらに高齢化が進むことにより企業などにおける終了を終えた者が年齢にかかわらず働くことができる場としてシルバー人材センターを積極的に活用し、就業機会の確保及び職域の拡大を図っていく必要があるとしています。

現行の年金制度に基づく平成25年度から老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢の引き上げを目前に控える中、無年金・無収入となる者が生じる可能性があり、雇用と年金の接続が課題となっています。老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢が65歳に引き上げられることから、継続雇用制度の対象となる高齢者に係る現行の基準制度見直しが求められている現状であります。

生涯現役社会実現のための環境整備として高齢者の多様な雇用、就業機会の確保のため、高齢期を見据えた職業能力開発及び健康管理など超高齢社会に適合した雇用法制及び社会保障制度の検討がなされる過程でシルバー人材センターの果たす役割は多様に变化していくと考えられます。

また、労働者派遣法による3年間の縛りをなくすることは派遣会社による雇用がふえ、雇用が安定した派遣労働者がふえることが期待されるが、その反面、今まで無期限に働くことのできたSE、翻訳、放送など26業種の専門職も3年で首になってしまったり、企業がコスト抑制のため正社員の担う恒常的な業務まで派遣に置きかえてしまうなど、非正規雇用が固定化する懸念が生じ、労働者側からするとよい政策ではないと考えられます。

今後審議される結論が出ると思われまますので、今回の要望については結論を得ずでよいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（天羽良明君） ほかに御意見は、いかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

なしと認めます。

それでは、陳情第5号は結論を得ずといたします。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

続いて、説明事項1) 可児市児童発達支援センター設置条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

こども発達支援センターくれよん所長(井上さよ子君) 協議題にありますとおり12月議会に上程予定の可児市児童発達支援センター設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、平成24年4月1日施行の児童福祉法、自立支援法の改正に対応した業務体制をとるため予定をするものです。

現在は、平成27年4月1日からの完全実施を目指したみなし期間中であり、この改正内容について、可児市くれよんにおいての対応を進めるため、今年度内の条例の一部改正、平成26年度からの順次業務開始を計画しています。

法改正の新規対応の内容は、計画相談支援業務でございます。具体的には、障がい児童等の方が療育などのサービスを希望された場合、給付決定開始までのプロセスに現在にはない手続であるサービス利用計画作成という流れが入ったというものです。国・県で示されている基準に沿いながら、利用者にできるだけわかりやすい手続となるよう、準備を進めるものでございます。

説明は以上でございます。

委員長(天羽良明君) 委員の皆さん、御意見、質疑がございましたらどうぞお願いします。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

続いて、説明事項、小・中学校への空調設備設置についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

教育総務課長(山本和美君) 資料の2をお願いしたいと思います。

先般の予算決算委員会のほうで今回の補正予算について御質疑をいただきまして、設置に対しての経緯等の回答をさせていただいたところですが、今回、この資料につきましては、昨年度、教育委員会で空調設備を普通教室に設置するかどうかの是非を検討するときに使いました資料の抜粋版をお持ちしましたので、簡単に御説明させていただきたいと思います。

まず最初に、教室内の環境基準ということで、文部科学省が設定しております教室内の温度につきましては、夏は30度C以下、冬は10度C以上であることが望ましく、児童・生徒に生理的・心理的に負担をかけない最も学習に望ましい条件は冬季で18度から20度、夏季で25

度から28度というふうに文部科学省が設定しております。

昨年、各教室の温度を6月1日から9月28日の学校の登校日、いわゆる学校のある日なんですが、その午前10時と午後2時の2回測定をさせていただいております。それは、各学校の各階ごとの1つの教室で1カ所ずつ、机の高さのところ測定するという条件で測定をいたしました結果でございますが、ちょっと4ページを見ていただきたいと思います。

検討のときには平成24年の気温を参考に検討いたしましたが、ことしも継続して気温をはかっておりますので、上の段に平成24年の6月、下に平成25年の6月の気温がはかったものの表が示してございます。

この中で、青色の線が室内平均気温の午前10時で、赤い線が室内平均気温の14時の部分でございます。緑が室内の最高気温、大体は階数の高いところが出てきますが、16校の中で一番高かった気温が記されております。紫色が美濃加茂にあります気象庁の観測、アメダスのところだと思いますが、そちらの最高気温が示してございます。

ピンク色の帯になっているところが、先ほど言いました夏場における文部科学省が示しました快適な気温帯ということで示させていただいておりますので、こちらが4ページから6ページまで、そういった部分が昨年とことし書いてございますが、見ていただきまして、6ページの昨年8月と9月、8月は3日間だけでございますが、これを見ていただきますと、青と赤、いわゆる平均気温でございますが、ほとんど快適な気温から外れているというような状況が見てとれるような、昨年の9月は非常に暑かったということでございます。

また戻っていただきまして4ページでございますが、昨年の6月は、平均気温は、赤と青のところを見ていただきますと、その快適温度の中にほとんど入っているということです。下のことしの気温を見ていただきますと、6月の半ばにはそこをはみ出て上に上がっているというような状況も見とれますので、気温はその年々の気象条件によって変わることもありますが、全体的には非常に高い状況が続いているということでございます。

また1ページのほうに戻っていただきまして、教室内気温の状況の次でございますが、県内の他市のエアコンの設置状況ということでございますが、真ん中のところが県内各市町村のエアコン設置状況、これは岐阜県の教育委員会が平成24年の5月に調査したものでございます。普通教室にエアコンを設置している市町村がこの時点で9市町村、その中で、普通教室の一部に設置しているところとか、全てに設置しているところということで、これは学校単位で示しておりますので、また見ていただきたいと思います。

その下、県内各市のエアコン設置状況ということで、昨年の平成24年、これも5月でございますが、可児市のほうで各市に調査をかけましたところ、この時点ではまだ完了しているところはございませんでした。普通教室に計画的に設置を進めているのが3市、関市、美濃加茂市、海津市ということで、普通教室に設置を検討していると回答されたのが7市でございます。こちらに書いてあるとおりでございますが、この中で、岐阜市や各務原市はことしの当初予算で予算化をされて、事業を始められているというふうに伺っております。一番下が、設置する考えがないという市が10市、この時点ではちょうど半分でございますが、あり

ました。

めくっていただきまして、2ページが一番上は全国的に見た場合のエアコンの設置状況ということで、やっぱり都市部がエアコンの設置率が高い。で、涼しいところと言ったほうがいいと思いますが、北海道とか富山、気温が余り上がらないと考えられるところは設置率が低いということで、岐阜県はこの調査の時点で35位であるというような結果が出ております。

それから、エアコンの設置につきましてアンケートも実施しております。学校長、養護教諭、学校評議員、それぞれの学校でアンケート調査をいたしましたら、こちらに書いてございますような状況になっております。回答につきましては、おおむね設置が必要であるというような回答をしていただいております。

それから、その下が保健室への来室者数ということで、子供たちが年間に保健室にどういふふうに来ているかということも調査させていただいて、去年は9月がやはり暑かったものですから9月が一番来室者数が多かったというようなデータも出ております。

それから、まためくっていただきまして、今度は設置をした後にどんな影響が出るかということ、京都の長岡京市が平成20年にエアコンを設置しておりますので、その追跡調査ということで、京都府立大学と共同で児童・生徒の影響に対して調査をしておられましたので、その状況についてこちらに掲載させていただいております。おおむね、設置をすることによっての影響は良好であったということが読み取れるのではないかなというふうに考えました。

こういった情報を昨年度収集いたしまして、最終的に可児市教育委員会としては、エアコンを教室に設置することが、適正な温度にするにはそれが一番効果があるだろうという結論に至っております。

以上がその検討資料の簡単な説明でございますが、最後の7ページを見ていただきたいと思っております。

平成25年度、濃くなっておりますところが、今回補正予算で基本設計と実施設計の予算をお願いした部分でございますが、今現在、教育委員会のほうで計画しておりますのは、来年度、中学校の空調設備の設置工事を実施いたしまして、小学校11校の実施設計を行うというようなことで、概算といたしましてこちらにありますような金額を、あくまで概算ですのでこれはかわる可能性が大きいです。これが1億7,400万円ぐらい。平成27年度には小学校11校の工事を行うということで、工事費、概算で3億1,300万円ぐらいを今の段階では考えております。

ということで、また来年度予算のほうをお願いすることになると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

委員長（天羽良明君） 以上の説明に対して質疑がございましたら、委員のほうからお願いします。

副委員長（山口正博君） 4ページのグラフですが、一番高いところの温度だということなんですけど、このグラフ全てにおいて、一番高いところの学校の気温が記されているんでしょうか。

教育総務課長（山本和美君） 緑の部分につきましては、16校の中で一番高い温度を記載させていただきます。

副委員長（山口正博君） 16校あるんですけれども、全てが多分一緒だとは思わないんですけれども、高いところと低いところの差は、同じ日で、例えていうと平成25年6月、一番高かったのが13日の37度というふうにあるんですが、同日にその16校の中で一番低かったところは何度か、もし数字があったら教えてください。

教育総務課長（山本和美君） 今数字を持っておりませんが、青と赤が平均気温でございますので、それよりは下ということにはなるとは思いますが、具体的な数字は持っていませんので申しわけございません。

委員長（天羽良明君） ほかに委員の皆さんで質疑はございませんか。

委員（山根一男君） ある意味、歴史的な判断だと思うんですね。今まで我々も含めてそういったことのない中で、近年の暑さというのは非常に体感していますけれども、本当にそれがいいのかというのは学校評議員の方からも大分疑問も出ておりましたし、教育委員会の中でもいろいろと意見もあったというふうに聞いていますけれども、慎重に議論を重ねて今があるというふうに受けとめていますけれども、一番心配なのは、特に幼少期ですね。子供たちの体温調整能力といいますか、やはりいろんな条件の中で生きていかなきゃならないときに、一定の温度の中で生活するという、1日の大半をですね。そのことが、さっき長期といってもせいぜい4年やそこらですけれども、そんな中で抵抗力がなくなる、病弱になるとか、そのような懸念といいますか、そのようなことを含めた意見とか検討はされてきたのかどうかちょっとお聞きしたいんですけども。

教育総務課長（山本和美君） 平均気温そのものは、ここ30年ぐらいで1.5度上昇しております。いわゆる30度を超える日というのが、かつては7月、8月に集中していたということですが、それが6月から9月まで広範にわたっているということでもありますし、9月においては30年前の約2.3倍に増加していると、そういったデータも一応考えましたし、医師会の代表の方にも御意見を伺いに行きましたが、現実的にこれだけ暑いことから、子供の健康のことを考えたら、やはりエアコンは入れるべきではないかというような御意見もお聞きしております。以上でございます。

委員長（天羽良明君） ほかにございませんか。

委員（山根一男君） もちろんそういう議論をされてきたと思いますが、そういう懸念を感じております。

それと、もう1つの観点から、これによりまして総経費が5億円以上かかるということですが、イニシャルコストですね、年間の電気代という形になるとは思いますが、これが大体幾らぐらい、あるいは何キロワットになるという試算は出ていますでしょうか。

あわせて、二酸化炭素の排出量とかいう形での計算もありましたらお願いします。

教育総務課長（山本和美君） 本当に試算でございますが、年間のランニングコストとして、

電気代・ガス代の比率等はまだまだちょっとわからないんですが、今の試算の段階では1,980万円ぐらいの増になると。これはあくまでも暖房も考えてということでございますので、そのくらい上がるというふうに考えておりますが、二酸化炭素の量にするということはちょっとやっておりますので、今データがございません。以上です。

委員（山根一男君） 消費電力で何キロワットぐらいになるというあれはないですか。

教育総務課長（山本和美君） 済みません、金額の試算のデータしか今ないので申しわけございません。

委員（山根一男君） わかりました。それはわかりましたらお願いしたいのと、今暖房もということですがけれども、要するに冬の間は暖房をエアコンにかえるということで、ストーブとか、そういった燃料費のほうは削減されるというふうに受けとめてよかったですかね。

教育総務課長（山本和美君） 基本的には普通教室を考えておりますので、特別教室とかそういうところには当然ストーブ等で暖房しないといけないという状況もありますので、基本的には両方を使うということにはなるとは思いますが、いわゆる普通教室を全てエアコン、空調設備で対応するかどうかについては、まだ最終的な結論は出しておりませんので、これから基本調査等をする中で考えていきたいと思いますが、他市でも併用しているというようなところと、使っていないというところがあるようでございますので、またこれは詰めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員（可児慶志君） 今の暖房のことですけど、データをここに提示されていないので判断非常にしづらいんですけど、どんな温度推移をしていますか。教室での冬場の温度推移、教室での。夏しかデータが出ていないんじゃないんですか、冬場はどんな状況かなと。

教育総務課長（山本和美君） まだ詳しいところはないんですが、基本的に電気のほうは、室温を高めるに当たって効率がそうよくないというふうに聞いております。ガスはまた逆にいいんじゃないかというふうに聞いておりますが、まだ細かいところまではデータがありませんので、申しわけございません。

委員（可児慶志君） ということは、もう暖房についてはメインにほとんど考えていないと、冷房だけでほとんど物事を考えているというふうにしかとれないんですけど、そんな状態でいいのかな。

教育総務課長（山本和美君） まずは夏季における教室の温度をどうするかというところを考えております。冬季につきましても、いかにうまく使っていくかということになると思いますが、電気などですと、当然夏に使えばデマンドで基本料金がぐっと上がりますので、そこら辺との兼ね合いもあって、いかに使っていくかということを考えていきたいと思っております。

委員（可児慶志君） 電気にするかガスにするのかということを知っているのではなくて、暖房もこのエアコン設置によって、ほかのストーブに切りかえていくということではあると思うけれども、その必要性は暖房にあるのか、エアコンに必要性があるのかどうかということの検討まだされていないねということの指摘なんです。

物を設置するのであれば、メーンは夏であったとしても、冬季の対応は必要であるかないかという判断をここに全然資料として出ていないので、ちょっと調査不足ではないかなあという気がしますね。

教育総務課長（山本和美君） そちらの部分については、御指摘のとおりまだ進展がおくれておりますので、これから順次検討をして、最終的にどういう形で冬季、一番効率的に使っていけるかということを考えていきたいと思っております。

委員長（天羽良明君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

今10時半前ですが、もう1つ、公立幼稚園の件を済ませてから休憩に入りたいと思いますので、委員の皆さん、よろしく願います。

続いて、説明事項3)公立幼稚園における教員免許の有効期限切れに関する市の対応についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

こども課長（酒向博英君） よろしく願います。

教員免許の更新制につきましては、平成19年に改正教員免許法が成立しておりまして、平成21年度から教員免許更新制が導入されておりますが、このたび公立幼稚園、瀬田幼稚園でございますが、ここにおきまして教員免許の有効期間切れという事案が発生いたしましたので、御報告を申し上げます。

お手元の資料の1番、概要でございます。

瀬田幼稚園におきまして、平成24年4月1日付で採用した幼稚園教諭2名、2人とも臨時職員でございます。

この2人につきまして、平成25年9月17日、今月でございますが、岐阜県可茂教育事務所からの指摘に基づき調査をした結果、2人の教員免許の有効期間が平成24年3月31日で満了となっていることが判明したものでございます。

この可茂教育事務所から指摘につきましては、毎年、免許状更新状況及び受講状況調査というのを県が行っておりまして、県に出した書類を県が確認していたところ、ちょっとおかしいということで、市のほうに問い合わせがあって、調査した結果、判明したものでございます。

この2人のうち1人は、平成24年4月1日から平成25年3月31日まで、瀬田幼稚園において4歳児クラスを担当しておりました。25年の4月1日に公立幼稚園のほうに異動しております。他の1人は、平成24年4月1日から平成25年3月31日まで3歳児のクラス担任で、今年度も4月1日から引き続き瀬田幼稚園において3歳児のクラス担任を行っております。

2番目の、該当職員及び有効期限が切れたままの状態勤務した期間でございますが、1人につきましては36歳の女性で、先ほど申し上げましたように、平成24年の4月から平成25年の9月、約1年半でございます。この職員につきましては、瀬田幼稚園に勤務した平成24年度から今年度にかけて、免許状の更新講習の受講を既に修了しておりまして、この10

月に更新完了をする見込みでございます。岐阜県からは、10月1日付で更新を完了するというのを聞いております。

もう1名につきましては37歳の女性で、平成24年の4月から平成24年の12月まで9カ月間でございます。この職員につきましては、平成24年度に免許状の更新講習を受講し、平成24年の12月に更新を完了しておりますので、平成25年の1月からは免許は完了した状態で勤務しているということでございます。

2人とも採用前は幼稚園教諭ではありませんでしたので、免許状の更新講習の受講義務は課せられていなかったという状況でございます。

市の対応といたしましては、現在勤めております瀬田幼稚園教諭につきましては、今回の免許の有効期限切れが判明したため、9月18日からクラス担任を外しております。同クラスの3歳児のクラス担任には有識者を当てたということで、主任が現在兼務をしているということでございます。

また、全保護者に対しましては、9月20日におわびと概要を記した文書を渡しました。また、9月25日、本日でございますが、午後7時から瀬田幼稚園において、保護者に対してこの件に関する説明会を開催いたします。

4番目の園児への影響でございますが、該当するクラスの園児の教育は、複数の教諭で当たっているというのが幼稚園の現状でございますので、就学や卒園への影響はありません。このことにつきましては、岐阜県教育委員会からも影響はないという回答を得ているところでございます。

5番目の、こうした事態に至った原因でございますが、まず第1に、2人の免許の有効期限切れを確認できなかったことは、採用時、平成23年度の末でございますが、採用時に生年月日の区分による免許の更新状況の確認を行わなかったこと。また、勤務後においても、本人及び園は免許の有効切れに対する認識不足、働きながら免許を更新すればいいというような認識であったということ。それから、免許状の所持条件に関する市内部のチェック体制が甘かったというふうに考えております。

6番目の再発防止策でございますが、1つ目として、新規採用の場合は当然のことではございますが、最新の状態の免許状や更新講習修了確認証明書の提出等を求め、厳格に確認する。それから、既に勤務している職員につきましては、毎年全員の免許状の更新年度や更新状況を複数の体制で確認する、こういったことでチェック体制を強化して再発防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

7番目の関係職員の処分でございますが、これにつきましては担当の秘書課のほうで、今後職員懲戒審査委員会で検討をするというふうに聞いております。

8番目のその他でございますが、教員免許更新制度は先ほど申し上げましたように、平成21年度から導入をされており、指定された受講期間内に30時間以上の免許状更新講習を受講し、都道府県教育委員会に申請する必要があります。

今回のケースは幼稚園教諭ではなかったということで、受講義務は課せられていなかった

ということですが、有効期限が切れていたということですので、2人の免許が失効したまま勤務していたという状況ではないということになります。

以上が、今回の件に対する概要と市の対応でございます。大変申しわけありませんでした。委員長（天羽良明君） この件に関しまして質疑を行います。

副委員長（山口正博君） ただいまの説明で、再発防止対策というのは、いつこの計画をつくって行われたんですか。

こども課長（酒向博英君） これは、今回の件を受けまして、今後の対策を明確にしたものですが、発覚以降、市内公立保育園、幼稚園の全ての教員免許の確認を全て今終了して、これ以外にはこうした事例・事案はないということを確認した次第でございます。

副委員長（山口正博君） 今発覚後ということですが、1人は昨年12月に発覚しておられるわけですね。もう1人の臨時職員については9月になっていきますので、この9カ月間という間は、今の対策はしていなかったわけでしょうか、それともしいてあったにもかかわらず管理責任者が怠ったのかどっちなんですか。

こども課長（酒向博英君） 2人の有効期限が切れていたということにつきましてわかったのは、2人とも今年度の9月でございます。

副委員長（山口正博君） そうすると、この37歳の女性は、12月で退職か何かをしたわけなんですか。

こども課長（酒向博英君） ここに書いてあります期間は有効期限が切れたままの状態勤務した期間でございます。平成25年の1月は免許状の更新が完了しておりますので、正式な免許状を所持してからの勤務ということで、有効期限が切れたままの勤務期間ではないということですのでこうした表記がしてございます。その後、1月から3月まで瀬田幼稚園に勤めて、4月から保育園に異動しているということになります。

委員（山根一男君） 職員懲戒審査委員会を設けてまでやるというふうに書いていますけれども、この2人の教諭、もちろん認識が甘かったということは当然あると思いますが、私はこの原因の中にある採用時に生年月日の区別による免許の更新状況の確認を行わなかったことこそ一番罪が重いといえますか、要するに採用できない人を採用したわけですからその原因はここにあると思うんですけども、ここは園でやるんですか、人事が絡んでいないんですか。これは誰がこういうことをやるのかについてちょっと教えていただけますか。

こども課長（酒向博英君） 2人につきましては、平成24年の2月に面接を行い、平成24年の3月に書類上の内定を行っております。

当時は、幼稚園は学校教育課所管でございましたので、採用面接と決裁を行ったのは学校教育課でございます。平成24年の4月からこども課のほうに所管を行っておりますので、今回の件に関する関係職員ということで申しますと、学校教育課と、それから今所管をしておりますこども課、それから瀬田幼稚園、それからこども課には瀬田幼稚園を含んでおりますが、それと採用時には秘書課の担当もかかわっております。以上です。

委員（山根一男君） 過去のことでありますから取り返しはつきませんけれども、それだけの者が

かかわっていながら、教員免許のことについて誰も指摘をしなかったということが一番反省すべき点だと思いますので、この2人の教諭についての処分もしくは何かあるかもしれませんが、反省すべきはそこだと思いますね。私は意見として述べさせていただきました。委員（可児慶志君） 意味がよくわからない書き方がしてあるので、まず確認したいんですけど、原因のところ、勤務しながら免許状書更新講習を受講し、更新すれば問題ないと判断していた。この辺の意味がよくわからないんですけど、ちょっと説明してください。

こども課長（酒向博英君） 2人とも、自分の有効期限が平成24年の3月31日までであるということは認識をしております、ただ可児市の採用に対して、そのときに更新を必ず終了していなければ採用がしてもらえないということは認識していなかったと。可児市についても、その辺のチェックをせずに採用したと。で、4月に入ってから、園長のほうが講習を受講しているかということを確認して、いえ、受講していませんというふうなことでしたので、じゃあ24年度中に受講をしなくてはいけないねという話になって、2人とも平成24年度に勤務をしながらこの講習を受講したという意味でございます。

委員（可児慶志君） 切れているのを承知して入ってきたという非常にあくどい例ですね、この意味は、正直言うと。そういうものというのは、行政上というのは、人格は半分疑うようなところがありますよね。法律を一番守らなきゃいけない行政マンとして、非常にコンプライアンスに欠けているというイメージをすごく感じます。これはこの2人だけの問題であってほしいけれども、職員全体の中で、全般でその辺のところを見直しをぜひしてほしいなと思います。よろしくをお願いします。

委員長（天羽良明君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、ここで暫時休憩をとります。50分までの7分間休憩とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時49分

委員長（天羽良明君） それでは、休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

続いて、事前通告質問を行います。

まず学校給食における異物混入について、山口副委員長、質問の内容について御説明をお願いいたします。

副委員長（山口正博君） 9月9日に発生した、学校給食のパンに虫がついており、それを取り除いて児童に食べさせた件について、その原因と対処方法について問題はなかったか、またこのようなことは初めてなのか、今後このようなことを未然に防ぐためにはどのような対策を講じられますか、お尋ねします。

委員長（天羽良明君） 執行部の答弁を求めます。

学校給食センター所長（渡辺哲雄君） それではお答えします。

可児市の学校給食におきましては、月曜日は基本的にパンを献立に取り入れることとなっております。これは、学校給食にさまざまな献立を取り入れるという県の指導のもとに、1週間に御飯が3.5日、パンが1日、麺類が0.5日の割合を基本として、献立を立てていることによるものであります。

御質問のパンへの件につきましては、一連の経緯の説明をさせていただきたいと思っております。

まず、パンは給食センターで焼くのではなく、岐阜県内の学校給食の食材全般を扱っている岐阜県学校給食会へ市内16校分全てを委託しております。学校給食会は、パン製造業者へ委託し、そこが製造をして直接各学校へ搬送することで提供をしております。

夏休み明けで、パンを提供する初めての日である9月2日月曜日の献立に切れ目入り丸パンを提供いたしました。蘇南中学校の一部のパンの底に体長1ミリ程度の虫が付着していました。学校からの通報を受け、情報を確認後、パンの喫食をとめているということでございましたので、パンについているものを取り除いて食べれば安全と判断し、除去してから喫食していただくように伝え、すぐに私と担当栄養士が蘇南中学校へ急行をいたし、現物の確認をいたしました。

現場にて対応をしていただいた先生と協議の結果、全生徒及び保護者に対して事情説明と、万が一健康被害があるといけないということで、その報告を求める文書を当日作成し、配付をいたしました。その後、教育委員会、中濃保健所と面会を私がいたし、報告を行ったところ、中濃保健所はパン製造工場に立ち入りをし、衛生指導を行いました。

また、給食センターとして異物の特定を行うため、蘇南中学校から持ち帰ったパンを専門業者へ分析依頼をいたしました。その結果、ことし各地で大量発生をしているクロバネキノコバエと思われる体長1ミリ程度の昆虫ではないかとの分析結果を得ております。

さらにその1週間後、今山口委員から説明がありました9月9日月曜日、今度はクロワッサンというパンでございますが、その表面に虫がついていると東明小学校から連絡がありました。今回は全児童の約3分の1程度ということで、1つのパンに1匹から数匹、4匹ぐらいいたというふうに聞いておりますが、付着していたということであります。9月2日の虫と同じであるということで、もし誤って食べたとしても健康被害はないと思われることから、付着しているものを取り除いて喫食をしていただきました。

東明小学校につきましても、蘇南中学校と同様の扱いを行いました。蘇南中学校、東明小学校ともに、学校並びに給食センターへの保護者からの健康被害の報告や問い合わせは一件もありませんでした。

保健所によりますと、虫が付着した原因は、クロバネキノコバエは非常に小さく、通常の網戸も通り抜けるとのこと、工場の窓には網戸が設置されていたものの、それを通り抜けて侵入し、9月2日の切り目入り丸パンにつきましては、焼く前の鉄板の上に飛来したものがパンの下に付着したものであるもので、9月9日のクロワッサンにつきましては、生地が冷凍のため、午前4時半ごろから午後3時半ごろまで順次工場内で作業を行う間に付着したものであるのではないかとのことであります。

さきに述べましたとおり、毎週月曜日は基本的にパンの日でございます。今月は30日がパンを提供する日になっておりますが、保健所の指導により施設の改善も行われ、9月20日に保健所が改善等の確認のために工場の立ち入りを行い、私と担当栄養士も同行いたしました。その結果、保健所の指導に基づき改善がなされていることを確認いたしました。ですが、9月30日の月曜日のパンについては、ブドウパンの食パンでございますが、別の工場で製造をしていただいて提供をすることいたしました。以上でございます。

こども課長（酒向博英君） ただいま学校給食センター所長から説明のあった件に関連して、保育園・幼稚園の状況を加えて御説明申し上げます。

公立保育園4園及び瀬田幼稚園においても、同業者から給食用のパンを購入しております。また、購入は、各園とも同業者だけではなく、他の複数の業者からも購入しております。同業者からの購入頻度は各園によって違いますが、平均週1回の園もありますし、平均月1回の園もあります。

今回の異物混入については、9月11日に蘇南中で起こった9月2日以降の各園の状況を確認しましたが、2日から10日までの間では、保育園・幼稚園に納入されたパンについては、異物が見つかったということはありませんでした。

その後の対応としまして、9月11日に各園長に、12日以降、安全が確認されるまでの当面の間、同業者からのパンは購入しないように通知をしております。9月20日に保健所及び学校給食センターが改善を確認したということでございますので、それを受け、10月から同業者からの購入を再開する予定でございます。以上です。

委員長（天羽良明君） この件に関しまして、質疑等がございましたらお願いいたします。

副委員長（山口正博君） そのクロバネキノコバエですか、1ミリ程度ということなのですが、通常の網戸だったら入ってくることはないと思うんですけど、その網戸というのは結構荒い網戸なんでしょうか。

学校給食センター所長（渡辺哲雄君） ここにも網戸がありますが、この網戸でしたら多分くぐると思います。通常の網戸というのはほとんど規格で決まっておると思うんですけども、これと同じような網戸が設置してあって、それをくぐったということでございます。

委員（川上文浩君） どうしても、報告を受けたので、やはり議長としてしゃべりたくないんですが、網戸をあけてパンをつくるような工場では、はっきり言ってそんな工場で、子供たちがそのつくられたパンを食べているということに関して、給食センターの所長としてどう思われます、網戸をあけてパンを焼いているような工場のパンを子供たちが食べているということについてどう思われるか、ちょっとそれを教えてください。

学校給食センター所長（渡辺哲雄君） 網戸につきましては、通常換気とかいろんな面で、そのために虫の侵入を防ぐという意味で網戸があるというふうに認識しておりますので、網戸のなしで窓をあけておったということであれば問題だと思っておりますが、今回このクロバネキノコバエというのはさっきも言いましたが、各地で大量発生しておるということでございます。

ここにサンプルがありますので、ちょっと見ていただけるといいかもわかりませんが、今から回してよろしいでしょうか。

委員長（天羽良明君） 委員の皆さん、よろしいでしょうか。実物を見ていただくということで。

委員（川上文浩君） ちょっともう1回確認ね。子供に取り除いて食べさせるという指導をしたと。これは2日も9日も一緒ですよ。そこで、確認は2日の時点で、僕も写真を見せてもらったけれども、4匹ぐらいいつているのを見せてもらいましたが、これは現物を確認して取り除いて食べていいよと言ったのか、先ほど言われたところでちょっとその辺が曖昧だったので、そこだけ教えてください。

学校給食センター所長（渡辺哲雄君） 蘇南中学校から電話を受けましたのが、12時半を過ぎておったと思いますが、その時点で私が電話をとりました。蘇南中学校は教頭先生が電話をされたと思います。その時点で、現場に到着することなく私は異物といいますか、その虫を取り除いて食べていただくようにという指示をいたしました。

これにつきましては、可茂管内で2市6町で学校給食センター協議会という組織を持っております。7月の施設長会議、これは定期的に行うわけですが、その席で、とある給食センターの施設長から今回のクロバネキノコバエの情報を事前に受けておりました。大量発生して非常に給食センターそのものとして困っておるといようなことで、それどんなのやということで皆さんで議論になったときに、今の話で通常の網戸も通り抜けてしまうので何ともしようがないということで、しかも大量に発生しておるといことでございました。そういうことも聞いておりましたので、私も帰ってインターネット等でそのクロバネキノコバエについての情報もある程度勉強いたしました。

それで、蘇南中学校から電話を受けたときに、今川上委員がおっしゃいましたが、その知識が、夏休み前の時点でございましたが、ありましたので、これは大量発生したクロバネキノコバエかなあという判断のもとに、数匹ということでもございましたし、そんなにたくさんじゃないということでもございましたので、除いて食べていただくようにという指示をいたしました。

この判断には、ほかの要素も幾つかあります。給食が始まって、私が現場へ到着するまでに、蘇南中学校ですと少なくとも20分以上はかかります。それで、現場で判断して指示を出すまでもう少し時間もかかります。さらには、切り目入り丸パンにつきましては、当日のメニューとしてハンバーグを挟んで食べていただくということでございまして、そのために切り目が入っておるといことで、多分、一部の生徒も食べてしまっておる状況かなあということでもございます。

その状況下で、私が電話をして、これから行きますのでそれまで待っていてくれということの指示をするのが本来かもわかりませんが、そういう知識のもと、諸般の状況も判断した上で、その場で取り除いて喫食をしていただくように判断をいたしました。以上です。

委員（川上文浩君） まず、その判断の仕方が正しかったかどうかということをしかりと

検証してもらいたいと思いますし、写真でしか確認していませんが、明らかに生の状態でひついたものを焼いてしまって付着しているというような状況でしたので、それをとって食べさせるということが、この今の御時世の中で通用するのかどうかということ、これは新たにそういったものを提示していただきたいというふうに思います。

それから、この説明の中で個数を言われておりません。2日と9日、2回事件が起きたわけですので幾つのパンにその虫が入っていたのか、個数をここで教えてください。

学校給食センター所長（渡辺哲雄君） 9月2日の蘇南中学校につきましては、学校にも問い合わせましたが、正確な数は把握しておらんということです。ただ、私どもが学校へ出向きましたときには、教室に4つのパンが、たしか3つが丸々そのまま、1つが虫がついた部分をちぎってあったものが袋に入れてありましたので、それを持ち帰り、教育委員会並びに保健所にもお見せして説明をいたしました。その時点でも、1つのパンに1匹から2匹ぐらいでございました。

それから9月9日の東明小学校につきましては、これも正確なパンの数は把握していないということですが、大体3分の1ということですので、三百数名の児童、ですから100個ぐらいのパンに1匹から、先ほど言いましたように4匹程度付着しておったかということですのでございます。以上です。

委員（川上文浩君） まずこれ何が給食センターとしてまずいのかということ、まず先ほど言いわけされるんですけど、県の学校給食会から業務委託された者の納品だと言われるけど、これは基本的に可児市の学校給食の中での出来事であるということ認識すべきだと思います、所長は。

それと、数がわからないということは、とって食べさせているということですので、実際数が全く把握されていないということになります、蘇南中の事件のときに。これは学校給食を出す市として全くの怠慢であり、危機管理、それからコンプライアンスのなさを露呈していることだというふうに私は思っています。

その後、1週間後にまた連続してあったと。まるっきり1週間たっても何も改善されずに、たまたま週に1回のパン食が出される月曜日、9月9日に今度は100個も出てしまった。これもまず数がわからないという状況の中で、1週間のうちに2度起こったこの事件に対して、可児市のコンプライアンスは、先ほど可児委員も言われていましたけど、どうなっているのかということと、学校給食センターの他人事のような、県の学校給食会から業務委託された業者が納品したもので、我々はどうも責任はないんだよというように私は聞こえるわけですけども、そういったことに関して所長と教育委員会事務局長、この辺のことをどう思われますか。

教育委員会事務局長（籠橋義朗君） 学校給食センターのほうでそういうことが起こったということに対しましては、市民の皆様、議会の皆様に対して大変申しわけないと思っております。申しわけありませんでした。

今のコンプライアンス等につきまして、危機管理のことも含めて、改めてその基準を今後

早急に見直していきたいというふうに思っております。

先ほどの取り除いて喫食ということについても含めて、見直しをかけていかなければいけないというふうに思っております。よろしく願いいたします。

委員（川上文浩君） こういった場合の危機管理マニュアルみたいな、対処方法みたいなマニュアルはないわけですか。

学校給食センター所長（渡辺哲雄君） マニュアルは、ことしの4月1日で作成をいたしました。これは学校給食センターというか、可児市として作成をしまして各学校に配付しております。ちなみに、夏休み明けに県のスポーツ振興課から、異物混入が最近非常に新聞等にも掲載されておるので、特に注意するようというので、これは県からのマニュアルというのが届いております。以上です。

委員（川上文浩君） そのマニュアルに異物混入ですよ、これ明らかに。付着したというのか、焼いちゃっているんですよ、パンと一緒に。焼かれて消えちゃった虫もいるように僕は思うんですけども、こういった異物混入の場合に、そういった取り除いて食べるというようなマニュアルがあるんですか、ないんですか。

学校給食センター所長（渡辺哲雄君） 学校で発生した場合は、金属やガラス、または人体に危険と思われる異物の混入の場合と、髪の毛や虫、食材の包装材料の切れ端などの混入の場合の2つに分かれております。

虫等については、給食センターとしては現場へ急行し、安全が確認できた場合は、混入物を取り除いてから飲食させるということでございます。安全が確認できない場合は、直ちに喫食をやめるということになっております。以上です。

委員（川上文浩君） そのマニュアルは標準なんですかね。可児市独自、標準的にそうなっているんですか、学校給食センターというところは全部。

学校給食センター所長（渡辺哲雄君） 標準というか、調理をしておりますと、今回はパンの業者からの混入ですけども、給食センター内におきまして、野菜についている虫とか小さいブヨとか、そういうものが混入する場合がありますので、今回のように大量に発生するという想定は余りしていなかったわけですが、そういうものに対してのマニュアルということでございます。

委員（可児慶志君） 1つだけちょっと印象を言わせてください。

余りにも世間の一般常識、食生活、サービス業から考えると、ちょっとかけ離れた感じがします。食事代を払ってレストランへ行って、髪の毛が入っていた、虫が入っていたりすると、ほとんど取りかえてくれますよね。その辺の感覚が、こういうマニュアルをつくってあるからそれでいいというちょっと感覚が、話を聞いていて、世間と学校教育関係等の中ではギャップをすごく感じました。

例えば親が子供と一緒に食事に行ったときに虫が入っていれば、例えば食べるにしても、親が徹底的に調べて、もうこれ以上ないね、あるいは髪の毛の入っているものはこれ以上ないねと、そこまできちんとすると思うんだけど、まだ十分判断できない子供たちに自分たちだけ

でとらせて食べさせるという、大きな感覚のギャップを感じるので、その辺をもう一度見直しをぜひしてもらいたいと思います。以上です。

委員（山根一男君） 給食センター所長が改善されたというのを見てきたということですが、どのように改善されたのかということですね。

まず、川上委員も先ほどちょっと言いかけていたと思いますけど、要するに網戸をしてつくらなきゃいけない工程というのが、ちょっと私の感覚では食品工場としてあるのかなど。山崎製パンとか私は見たことあるんですけども、完全な防除室で空気や外気が入らないようなところでやっていて、パン工場はそこまでいかないのかもしれないけれども、その辺どのように改善されて、もし網戸を使っている限りはまた起こり得る可能性は十分あると思うんですけど、どのように改善されたかにつきまして教えていただけますか。

学校給食センター所長（渡辺哲雄君） 網戸につきましては、通常の網戸よりも目の細かい、現物も持ってきて見せていただいたり、現場でも見ましたが、ステンレスか何かの材料だったと思いますが、とにかく金属製の目の細かいものに全て取りかえて、サッシの目地もコーキングをして塞いだということでございます。以上です。

委員（川上文浩君） 給食センター所長もわかっているんでしょう。生地を練り込んで置いていたときに虫がついてそれを焼いてしまったわけだから、それに気づかない、100個ですよ、9月9日、100個。それに気づかない工場なんですよ。多分もつついていて、僕も見せてもらって、下についていた部分は虫が残っているけど、へこんだところは一匹もついていないですよ、これついてたやつは燃えただけですよ、パンと一緒に、焼けちゃっただけですよ。そういうコンプライアンスのところと、今山根委員が言われたように、食品でいうと当たり前のことなんですよ。食品に関係している方、多々見えると思いますけれども、それが学校給食納入業者として県がやっているから、学校給食会が業務委託しているから仕方がないという感覚でその給食センターがいるのであれば、僕はもうその工場なんかはちょっと考え直したほうがいいんじゃないかと思うんですけど、その辺のところはどうなんですか。

学校給食センター所長（渡辺哲雄君） 工場そのものの営業につきましては、保健所が許可しておりますので、保健所は既に3回か4回立ち入りをしておるとは思いますが、指導されていると思います。

確かにおっしゃるように、今回の工場につきましては大変古くからやってみえるところで、先ほど山根委員がおっしゃいましたように、最新施設の窓が全くないような密閉された工場ではありません。ですが、保健所も立ち入りをして、いろんなことを指摘しまして、改善しております。

それで先ほど申しましたが、9月20日に実際に検査に行って、オーケーということで保健所が判断されましたので、私のほうも今後、先ほど申しましたように9月30日はその工場で作らせませんが、10月からのパンについてはそこで再開ということでいきたいというふうに思っております。

学校給食会のほうからも何遍かおわびの方が見えたり、当センターにですね。それから、業者のほうにも、どこを改善したかというのを、やる前とやった後の写真を撮って報告書を出せと。それについて、学校給食センターにも提出をするようにという指示は出ておるようでございます。以上です。

委員（可児慶志君） 保健所がオーケーしたからいいという感覚、保健所も私はっきり言って悪いと思っているので、保健所がいいといっても私もいいとは絶対言いません。もう完全に保健所も市民感覚から明らかにずれています、先ほど山根委員が言ったように。うちの娘もパン製造会社に勤めていますけど、完全無人室ですよ。それは当たり前です、直接口に入るものをつくる加工工場。ハエどころじゃない、どんなものが飛散してくるかわからないじゃないの。特にこの山間部、あるいはこの社会情勢、どこから何が飛んでくるかわかりません。それを全て防げるんですか。とても防げるとは誰も信じていません。それをちょっと世間の常識からかけ離れ過ぎている。これももう一回よく反省しないとだめだと思うんです。

委員（林 則夫君） パンは、物資選定委員会のエリア外ですか。

学校給食センター所長（渡辺哲雄君） そのとおり、エリア外でございます。

委員長（天羽良明君） 他にございませんか。

〔挙手する者なし〕

まだまだありそうですが、この件に関しましては、これで終了をさせていただきますので、以後の対策のほうがもしわかれば、当委員会のほうにも早目の報告をいただきながら進めていただければと思います。

ここで暫時、席次変更のため休憩をとります。関係以外の方は御退席いただいても結構です。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時21分

委員長（天羽良明君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、久々利診療所についてを議題といたします。

この質問に関しては、企画経済部所管の内容が含まれていることから、企画経済部長にも出席をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、山口副委員長から質問の内容についてをお願いいたします。

副委員長（山口正博君） 可児市事業評価市民委員会報告書によりますと、久々利診療所を閉鎖してくださいとのことですが、それに対して執行部はどのようにお考えですか。はっきりとした見解をお尋ねいたします。また、記者発表に対して、執行部側に問題はありませんでしたか。

この問題ということをちょっと詳しく説明させていただきます。

診療所に見える勤務医がかなり激怒されたということを知っておりますし、またそれに担当部署が大変苦慮されたということなんですが、事前にそういうことは誰でも察知できるよ

うなことであって、少し配慮が足らなかったのではないかなあという部分で、問題はありませんでしたかということでございますので、よろしく願いいたします。

委員長（天羽良明君） それでは執行部の答弁を求めます。

企画経済部長（加納正佳君） それでは、所管が企画経済部ということでございますので、お答えをさせていただきます。

まずもって、市民評価委員の目的、そして役割につきましてですが、これまで議会、そして委員会等で重々説明をさせていただいておるところでございます。この内容といたしましては御承知かとは思いますが、市政への市民参加を進めるとともに、市の行っている事務や事業につきまして幅広く意見を求めるために開催しておるものという認識でございます。この市民委員会からの意見につきましては、これまで事業の見直し、そして改善について参考とさせていただいておりますけれども、あくまでも参考意見として、最終判断につきましては、市長が予算編成をもってお答えするという方針で進めてきております。これは始めまして3年前から変わっておりません。

このことにつきましては、市議も重々御承知のことと認識していただいておりますというふうには思っておりますけれども、この時期に報告書の提出があった段階での議会サイドからのこうした反応につきましては、余りにも短兵急なお尋ねと受けとめておるところでございます。

報告書が提出されたばかりの段階でございますので、この内容についての執行部の考え方をお尋ねいただいても、今のところはお答えすることはできないということでございます。

とりわけ、今言われました久々利診療所の存続問題といった今回のような大きな問題につきましては、十分にこれから時間をかけ、そして慎重に検討するべき問題であると認識しております。こうした段階でのこのような御質問をいただくこと自体が、市民が自由な立場からの意見を出すことについて、間接的にも制限・抑制を加えるような影響を及ぼすと考えられますので、甚だ遺憾であると思っております。

最後に、記者発表とありますけれども、その内容につきましては御承知のとおり報告書の提出がある事実を報道機関にお知らせしたというのが事実でございます。

その後、取材活動が単独でされたものでありまして、この点に執行部側の問題があるという認識は全くございません。報告書の内容そのものを記者発表したものではないということでございます。

報告者に対します回答につきましては、できること、できないことを含めまして、例年どおりこれから協議をいたしまして、次年度予算が完成する2月末ごろには公表ができるのではないかという見通しでございます。

なお、平成26年度予算に反映するというような重要な案件があった場合には、これまでも例年同様に、事前に議会常任委員会へ説明をさせていただくという段取りで進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長（天羽良明君） 続いての答弁よりは、先に質疑を行います。

この件に関しまして質疑を行います。

委員の皆さん、質疑がございましたらどうぞ。

委員（可児慶志君） 非常に報道がセンセーショナルだったんで、担当するお医者さんも含めて市民が反応したというふうに思うんですね。制度そのものということよりも、結局そこら辺がやっぱりちょっとショッキング的なところがあったので、行政側のやり方とか進め方という部分について特に落ち度があったというわけではないと思うけれども、今後、例えばこういうようなことが起きたときに、誤解を招いてしまったんじゃないかというおそれがあるんじゃないかなあという気がするので、今後のことも含めてどうするか、お考えがあればちょっと聞きたいなあというふうに思いますね。

企画経済部長（加納正佳君） 先ほども言いましたけれども、取材活動の中で内容を紹介されたということでございますので、その意見書自体は皆様方にもお配りをしたところでございますけれども、その内容の中の1つをつかまえて報道がされたということでございますので、なかなか意図的なものが伝わっていなかったということにつきましては、残念だなあという気持ちであります。

ただ、報道の自由ということになりますと、公表の原則に立って、市民からこんな意見が出ましたという事実はありますので、そこでの報告書の提出を段取ったわけでございますが、その中での個々の取材活動ということでございますので、なかなか制限は難しいというふうに考えておりますが、次回からにつきましては、そういう申し入れの重みがある内容につきましてはやはり時期を捉えて、しっかりとした結果が出ますので、その結果に基づいて本当はしていただきたいという要望はさせていただきたいというふうには思っておりますが、その制限はちょっと難しいかなあというのが本来的な考え方でございます。

委員（林 則夫君） そもそも発端は、これ、久々利の森林組合、財産区とか、その診療所がそもそも発端であって、それ以降の話ですわね。これ清水先生という方がおいでになって、その方がおやめになったんですね。それで、その後ぜひ存続してほしいということで、5人の先生が輪番制で面倒を見ておられたわけですね。今はお一方が月水金ですか、午前中、診察をなさっておるというようなことで、この件に関しましては、国民健康保険運営協議会においても再三話題になったことがありまして、地元としてはどうしても存続してほしいという気持ちが現在でも強いようなんですが、先生の言い分としては、採算性の問題ではないと。医は人なりという一言で現在まで継続しておると思うわけなんですけど、今回の件に関しましては、地元としてはぜひ存続してほしいという気持ちが多いようです。以上です。

委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

執行部のほうからの答弁はもうよろしいでしょうか。

健康福祉部長はよかったですか。

委員に皆さん、もしなければこの件はこのくらいにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続いてキッズクラブ事業について、山口副委員長、お願いいたします。

副委員長（山口正博君） 続きまして、キッズクラブ事業について質問をさせていただきます。

昨年まで、地域子ども見守りモデル事業を実施し、3地区でのモデル事業の一定の成果があったとしながらも、今年度からは放課後児童クラブと統合し、夏休みは大勢の児童の参加がありましたが、視察をしてみると、そこには問題が多々あったように見受けられました。

可児市事業評価市民委員会の報告書によりますと、ボランティアに協力していただけるよう事業のPRを積極的に行うとありますが、ボランティアを募集するために事業PRをするのではなく、児童が気軽に参加できることが大切であり、この事業は地域コミュニティ形成のための事業ではないことを認識し、親の就労支援であることを忘れてはならない。実際、これで問題はないのか、担当課はどのように分析をしているのかお尋ねをするとともに、今後の見通しをお尋ねいたします。

健康福祉部長（佐藤 誠君） それでは、今言われました発言につきまして、こちらのほうから答弁をさせていただきますけれども、その前に、可児市事業評価市民委員会につきましては先ほど企画経済部長が申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは今、委員のその発言につきまして、事実として間違っている点がございましてそれを指摘させていただきたいと思っております。

まず、昨年までのモデル事業と放課後児童クラブが統合し、キッズクラブになったというように認識で見えますけれども、決してそうではなくて、これまでの放課後児童クラブを大きく改善・拡充したものであるということでございます。

2点目といたしまして、ボランティアを募集するために事業をPRするものではなくにつきましては、キッズクラブ事業のその目的からいたしまして、今後も積極的にボランティアを募集いたしまして、そのための事業PRも行っております。

3点目でございますけれども、児童が気軽に参加できることが大切であるとの御意見につきましては、保護者に対して行ったアンケートの結果からも、気軽に参加できていると考えております。

4点目でございます。地域コミュニティ形成のためではないとの御意見につきましては、キッズクラブの目的が働く親の就労支援であることは、これまでも一貫して議会で説明をしてきておりますし、市の認識が間違っているということはありません。

また議員は、地域コミュニティ形成の事業ではないとの意見でございますけれども、キッズクラブにつきましては、地域コミュニティの大切さ、子供、保護者、ボランティア、そして市が改めて意識し、良好な地域コミュニティの形成につなげる事業であるというふうに考えております。親の就労支援とあわせまして、地域コミュニティの形成につなげていくという点においても、委員の認識とは全く違っておるというものでございます。

見通しにつきましては、キッズクラブ事業については、問題の多い放課後児童クラブを大

きく改善・拡充したものでございまして、新規事業は問題もございませけれども、それを一つ一つクリアしていくことが必要であるというふうに考えております。以上でございます。
委員長（天羽良明君） この件に関しまして、質問等ございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、それでは事前通告質問はこれで終了いたします。

以上で本日の案件は全て終わりました。

そのほかに何かございましたら、お願いいたします。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これにて教育福祉委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時36分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年9月25日

可児市教育福祉委員会委員長